

令和8年度旅行需要の平準化に向けたデータを活用した 分析・施策立案業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度旅行需要の平準化に向けたデータを活用した分析・施策立案業務

2 業務の目的

コロナ前の令和元年と比較した令和6年の本県における延べ宿泊客数は、全国平均が111%であるのに対し98%にとどまり、旅行消費額も全国平均125%に対し102%と、回復が遅れている。加えて、宿泊施設数は減少が続き、客室稼働率も全国平均59.6%に対し54.6%と低迷している。

また、関連事業者においては、旅行需要の休日集中や季節変動等が経営安定性や雇用確保を困難にし、観光産業全体の持続可能性を損なう要因となっている。

こうした課題を踏まえ、日本人旅行者の旅行需要の平準化を目的に、「静岡県データ分析プラットフォーム」（以下、「静岡県DMP」という。）のデータをはじめ、アンケートの実施等で多角的なデータを収集し、受託者が提案した観光領域に知見を有するEBPMに長けた有識者（以下、「有識者」という。）を含む県及び協会等によるプロジェクトチーム（以下、「PT」という。）において分析・検討を行い、実効性のある施策を立案した上で、令和9年度以降の事業実施につなげ、域内消費の最大化ならびに観光産業の生産性向上を図るものである。

3 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

4 委託業務の内容

（1）業務管理

ア 業務執行体制の構築

業務の執行にあたり責任者を置き、連絡調整や指揮系統を整備した上で業務執行体制（事務局）を構築し、進行管理に万全を期すこと。

イ スケジュール作成

契約締結後から契約期間終了までの業務スケジュールを作成し、契約締結後、速やかに委託者の承認を得ること。

ウ 進捗状況の共有

関係者で事業の進捗状況を共有するため、定期的に打合せの機会を設定すること。

エ 報告書等の提出

業務が完了した際は、業務完了報告書を作成し、成果物とあわせて納入すること。

【第1期（5月～9月）】

（2）「旅行者の動態」及び「受入側の実態」の把握及び環境分析

ア 定量データによる現状把握

来訪者数及び属性、周遊状況、時間帯による変化等を把握するため、静岡県DMP、静岡県観光デジタル情報プラットフォームをはじめ、本事業に関連して必要な定量データを収集・分析する。

イ 定性データによる現状把握

来訪者属性、来訪目的、消費予算と実消費額等を把握するため、来訪者アンケートを設計・実施し、定性データを収集・分析する。

ウ 受入態勢の現状把握

宿泊施設、観光施設等の受入側の状況を把握するため、施設数、収容人員、営業時間、稼働率、従業員数、平日の受入状況、受入に対する意向等について調査・分析する。

また、平日対策に係る取組状況についてもヒアリングを実施し、優良事例が認められる場合には、後段の説明会において共有することを念頭に、必要なデータを収集・整理する。

エ その他

上記ア～ウにおいて、調査する地域は、委託者及び受託者にて協議のうえ決定する。

(3) 戦略及び施策の立案

ア STP 分析に基づく戦略の策定

委託者が設置する静岡県、静岡県観光協会、宿泊事業者をはじめとする県内観光関連事業者等で構成する PT に有識者を加え、4(2)における分析結果を踏まえてセグメンテーションおよびターゲティングを行い、本県のポジショニングを明確化したうえで、戦略を策定する。

イ 施策の立案

上記結果を踏まえ、PT においてターゲティングに基づく具体的施策（プロモーション手法等）を検討・立案し、3 件以上委託者に提案する。

【第 2 期（10 月～3 月）】

(4) 静岡県 DMP への分析結果の搭載及び説明会の開催（政策活用）

県内 35 市町が閲覧できる静岡県 DMP に、4(2)により得られたデータ及び分析結果を搭載し、可視化するとともに、各市町における取組（施策）への活用を促進するため、説明会を開催する。

(5) 事業者への情報共有（現場活用）

4(2)により得られたデータ及び分析結果、平日対策の好事例等を事業者に横展開し、活用を促進するため、事業者向け説明会を実施する。

(6) 定性データの継続的取得及び可視化

現在、静岡県 DMP に搭載されているデータは定量データのみであるが、定性データは旅行者の意識変化や満足度の把握に不可欠であり、定量データのみでは把握しきれない課題の抽出に寄与することから、本業務を通じ、継続的に定性データを取得できる体制を整え、静岡県 DMP（または静岡県観光デジタル情報プラットフォーム）において継続的に搭載及び閲覧できるよう拡充を行う。

【通年】

(7) PT メンバーの育成

本業務が持続可能な取組となるよう、有識者は PT メンバーの育成を主眼に置き、指導を行う。

(8) 生成 AI の活用による分析・企画業務の高度化

本業務におけるデータ分析、戦略策定、施策立案、資料作成等の各工程において、生成 AI を適切に活用し、業務の効率化及び高度化を図る。また、PT メンバーが AI を活用した分析・企画スキルを習得できるよう、有識者が必要な助言・指導を行う。

5 成果物の提出

- ・令和9年度に向けた実効性の高い施策提案書（3件以上）
- ・業務完了報告書（可能な限り詳細に作成すること）

6 その他

- （1）実施責任者および実施担当者は、委託者と十分な意思疎通を図ること。受託者が単独で本仕様書を満たすことができない場合は、複数事業者にて対応できる体制を確保すること。
- （2）本業務を円滑に遂行するため、委託者は受託者に対して業務の進捗状況等について報告を求めることができる。
- （3）本業務の実施に当たって、宿泊事業者等への取材、広告掲載許諾が必要なときは、全て受託者の責任において行うこと。
- （4）本業務により新たに生じた著作権については、全て受託者に帰属するものとする。また、受託者は、本業務の実施のために必要な第三者の著作権・肖像権については、事前に書面にて許諾を取得するとともに委託者にその旨を書面により報告すること。
- （5）成果物に係る第三者の著作権、肖像権その他全ての権利（以下、「第三者の権利」という。）についての交渉、処理は乙が行うこととし、第三者の権利を侵害することがないように業務を実施すること（受託者が従前から所有していた素材等を使用する場合も同様）。
- （6）成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題（第三者からの異議申し立て、争訟提起等）については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- （7）受託者は、本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- （8）本仕様書に定める事項について疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議の上、定めるものとする。
- （9）本仕様書に定める内容以上の企画、機能、運用などが可能であれば、積極的に提案しながら進めること。